

令和6年2月豊川市防災会議

会議録

豊川市防災会議

令和6年2月豊川市防災会議会議録

開催日時 令和6年2月6日（火） 午後1時30分

場 所 豊川市役所 議会協議会室

出席者 会長 豊川市長 竹本 幸夫

委員

国土交通省中部地方整備局 豊橋河川事務所長 伊藤 敏弘
第四管区海上保安本部名古屋海上保安部

三河海上保安署長 大村 将稔

陸上自衛隊第10特科連隊 第2大隊長 本藏 智久

愛知県豊川警察署長 石川 力

愛知県東三河総局長 今田 幹雄

（代理 県民環境部長 加藤 昭治）

愛知県東三河建設事務所長 齊藤 保則

（代理 道路整備課長 飯島 直）

西日本電信電話株式会社東海支店 設備部長 本多 裕治）

（代理 災害対策室 担当課長 小野川 知秀）

中部電力パワーグリッド株式会社 豊川営業所長 谷中 麻奈美
ソーラエナジー株式会社豊橋供給センター

保安グループマネージャー 蓑和 信生

名古屋鉄道株式会社 国府駅長 大野 浩輝

愛知県LPGガス協会東三河支部 豊川分会長 吉見 光晴

一般社団法人豊川市医師会 会長 後藤 学

豊川市議会 議長 早川 喬俊

豊川市自主防災会連絡協議会長 佐野川 恭任

豊川市消防団 団長 小野 英樹

豊川防災ボランティアコーディネーターの会 代表 河合 美恵子

豊川市女性防火クラブ 会長 平野 美千代

日本赤十字社豊川市第二赤十字奉仕団 代表 鳥居 可志子

豊川市小中学校PTA連絡協議会 代表 池田 洋子
豊川市民生委員児童委員協議会 代表 神谷 典江
豊川市 副市長 桑野 研吾
豊川市 副市長 田中 義章
豊川市 教育長 高本 訓久
豊川市 危機管理監 荒木 誠二
豊川市 企画部長 森下 保
豊川市 総務部長 黒田 紀弘
豊川市 福祉部長 小島 基
豊川市 市民部長 鈴木 智彦
豊川市 産業環境部長 増田 孝道
豊川市 建設部長 山本 勝巳
豊川市 都市整備部長 山本 英樹
豊川市 上下水道部長 高橋 純司
豊川市消防本部 消防長 岩瀬 誠
豊川市民病院 事務局長 中村 敏之
豊川市 教育部長 前田 清彦

欠席者 委員

東海旅客鉄道株式会社 豊川駅長 飯田 貴俊
豊鉄バス株式会社 新城営業所長 清水 孝彦
豊川陸運協会 会長 鵜飼 孝行
豊川市障害者（児）団体連絡協議会 代表 田中 しづ江
国立大学法人豊橋技術科学大学 教授 齊藤 大樹

事務局

危機管理課 課長 木内 久晃
危機管理課 課長補佐 松倉 秀明
危機管理課 主査 山本 由典

議 題

- 1 豊川市地域防災計画の修正について
 - ・風水害等災害対策計画
 - ・地震・津波災害対策計画
 - ・原子力災害対策計画
- 2 豊川市水防計画の修正について

報告事項

令和5年6月大雨災害検証報告書について

(午後1時30分開会)

○危機管理課長

定刻となりましたので、ただ今から、豊川市防災会議を開催いたします。会議に先立ちまして、豊川市防災会議の会長である豊川市長からご挨拶を申し上げます。

○会長（市長）

まず冒頭に、能登半島地震では、昨日現在で240名の大変多くの方が犠牲となられておられます。哀悼の誠をささげるとともに、謹んでお悔やみを申し上げます。また、大変寒さ厳しい中、1万5000人の方が、避難所生活を余儀なくされておられます。心よりお見舞いを申し上げますとともに、1日も早い復興を願うばかりでございます。

それでは気持ちを切替えまして防災会議に当たりまして、以後御挨拶を申し上げます。本日は大変お忙しい中、防災会議に御出席頂きまして、誠にありがとうございます。また日頃から、本市の防災行政に御尽力頂いておりますこと、心より感謝申し上げます。

まず能登半島地震の関係でございますが、今日も消防隊の報告がございましたが、1次から10次までで総勢48名が行っております。それから、家屋調査であつたりだとか、給水業務、そして、下水道の復旧調査、こういったような

ものに、数多くの職員が派遣されてるような状況でございます。1日も早い復興を願うばかりでございます。

そして、まず地震の関係でございますが、平成30年に南海トラフ地震が、これが政府の地震調査委員会の発表でございますが、起きる確率がそれまでの70%から、70%から80%、ですから中央値で申し上げますと5%上昇したというような上昇状況でございます。また令和4年には、同じく政府の地震調査委員会の発表で、40年以内に起こる南海トラフ地震が起こる確率が、90%程度、大変ショッキングな数字もあらわれております。本市でも、防災センターの設置であったり、あるいは、マンホールトイレの設置、様々な面でこういった地震対策をとっていきたいと、そのように考えておるところでございます。

また、大雨災害、6月2日、3日の豪雨災害によりまして、本市では約550世帯が、床上床下浸水、それから、水没車両は何と1500台でございます。全損が1200台、一部故障が300台というような状況で、なおかつこの数字は、会社所有のものは、災害見舞金の対象にはなりません。なおかつ市外の方も、対象にはならないというような形でございますので、その分だけ数字が上乘せされるというふうに考えていただければ幸いに存じます。

そのような形の中で、私のマニフェストでも、内水氾濫雨水監視等のカメラの設置であったりだとか、雨水浸透トレンチ管の埋設、こういったような形で、しっかりと防災対策も講じてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

本日の議題でございますが、豊川市地域防災計画並びに、豊川市水防計画の修正についてと、令和5年6月の大雨災害検証報告書についての三つの議題でございます。

そういうような形の中で、皆さんの、忌憚のない御意見を頂きながら、こういった防災計画等の修正について、よりよいものとしてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

結びに当たりまして、今後豊川市が安全安心なまちづくりにしっかりと突き進んでいくことをお誓い申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。

○危機管理課長

それでは、議事に入る前に資料のご確認をお願いします。

議題1の地域防災計画修正関係の資料は、A4縦、「令和6年2月 豊川市地域防災計画修正事項（案）」、A4横、「新旧対照表（案）」としまして、「風水害等災害対策計画」、「地震・津波災害対策計画」、「原子力災害対策計画」の三つ、加えて、A4横、「令和6年2月 豊川市地域防災計画資料編 修正の概要」、以上5点となります。

議題2の水防計画修正関係の資料は、A4縦、「令和6年2月 豊川市水防計画修正事項（案）」1点となります。報告事項についてはA4縦、「令和5年6月大雨災害検証報告書」1点となります。不足があればお申し付けください。よろしいでしょうか。

それでは、議事に移ります。なお、ご発言の際には、その場で手を挙げていただき、お手元のマイクのランプが点灯してから、ご発言いただきますよう、よろしく願いいたします。議事の進行につきましては、豊川市防災会議条例第3条の規定により、会長が務めることとなっておりますので、会長、よろしく願いいたします。

○会長（市長）

それでは、条例に基づきまして、議事の進行を務めさせていただきます。本日の会議につきましては、委員40名のうち35名のご出席をいただいております。従いまして、条例第5条第2項の規定によりまして、本日の会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、議題の(1)、「豊川市地域防災計画の修正について」を事務局から説明させていただきます。

なお、豊川市地域防災計画は、「風水害等災害対策計画」、「地震・津波災害対策計画」、「原子力災害対策計画」の3編から構成されております。

進行といたしましては、それぞれの編ごとに事務局からの説明のあと、ご意見、ご質問の時間を設けさせていただきます。最後に3編、一括して採決をとりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず、風水害等災害対策計画について、事務局から説明させてい

たきます。

○危機管理課長

それでは、説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

お手元に、A 4 縦、「令和 6 年 2 月 豊川市地域防災計画修正事項（案）」と A 4 横、「令和 6 年 2 月 豊川市地域防災計画資料編 修正の概要」をご用意ください。

説明につきましては、「令和 6 年 2 月 豊川市地域防災計画修正事項（案）」をおめくりいただきまして、「豊川市地域防災計画の修正（案）要旨」を中心に、参考として「新旧対照表」を見ていただく、という形で進めさせていただきます。それではまず、「新旧対照表」をご覧くださいませでしょうか。

新旧対照表の見方につきましては、左から順に「豊川市地域防災計画『本編』におけるページ数」、「現行」、「改正案」、「改正理由」となっております。本日は、右半分、「改正案」及び「改正理由」の欄をご覧くださいませことが多いと思いますので、よろしくお願いたします。

なお、変更箇所につきましては、アンダーライン、改正案については「赤字」としております。それぞれのページ番号は、一番下の中央にございます。なお、印刷の関係で「赤字」部分が見にくくなってしまい、申し訳ありませんでした。

それでは、「令和 6 年 2 月 豊川市地域防災計画修正事項（案）」に基づきまして、説明をさせていただきます。なるべく「簡潔明瞭」に説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

表紙を一枚おめくりいただきまして、1 ページをご覧ください。「豊川市地域防災計画の修正（案）要旨」でございます。

まず、はじめに、「地域防災計画修正の根拠」でございますが、「災害対策基本法」第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正しなければならないとされております。「愛知県地域防災計画」の修正状況などを踏まえて検討いたしました結果、本市の計画につきましても修正すべき点ございましたので、この防災会議において修正をお願いするものでございます。

なお、令和 5 年度につきましては、5 月 3 0 日に「愛知県防災会議」が開催

され、「愛知県地域防災計画」の修正が行われております。県計画の修正を受け、本日の防災会議で、豊川市の地域防災計画の修正を行うものです。

それでは、「Ⅰ 風水害等災害対策計画」からご説明申し上げます。「修正(案)要旨」とともに「風水害等災害対策計画」の「新旧対照表」をご覧いただく形で進めさせていただきます。

まず、修正の項目についてですが、大きな1番、「国の法令や指針等の修正に伴う修正事項」といたしまして2項目、2番、「愛知県の取組等に係る修正事項」が1項目、3番、「市の実情に合わせた修正事項」が5項目、全部で8項目となっております。

では、「1 国の法令や指針等の修正に伴う修正事項」の内容についてご説明いたします。

「(1)水防法等の改正による指定対象河川及び指定対象排水施設の拡大に伴う修正」ですが、新旧対照表で該当するページは、2ページの一番下から3ページにかけて、となります。これは、水防法の改正により、洪水浸水想定区域の指定対象が拡大され、従前の「洪水予報河川」、本市ですと「豊川、豊川放水路」、及び「水位周知河川」、本市ですと「佐奈川」と「音羽川」に加え、「洪水による災害の発生を警戒すべき河川」が追加されたことについての修正と、同じく法改正により、雨水出水浸水想定区域の指定対象が拡大され、従前の地下街を有する区域での指定を想定した「水位周知下水道」に加え、「雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設」が追加されたことについての修正となります。

次に、「(2)避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(内閣府)に基づく修正」ですが、新旧対照表で該当するページは、4ページから5ページにかけて、となります。これは、内閣府の取組指針に基づき、個別避難計画を作成する際、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となりうる事、及びその把握方法についての追記となります。

それでは「修正(案)要旨」にお戻りください。「2 愛知県の取組等に係る修正事項」の内容についてご説明いたします。

「(1)県内全域の災害危険区域の指定廃止等に伴う修正」ですが、新旧対照表で該当するページは、3ページから4ページにかけて、となります。県は、土

砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性があり、住居の建築の禁止等を行う必要がある区域を、建築基準法の規定に基づく「災害危険区域」として指定を行うのですが、県内全域の指定廃止等により、現時点で指定する区域がない旨等の修正となります。

再度、「修正（案）要旨」にお戻りください。「3 市の実情に合わせた修正事項」の内容についてご説明いたします。

「(1)新規協定締結に伴う修正」ですが、新旧対照表で該当するページは、2ページとなります。これは、(株)日本アグネス、イオンモール(株)・イオンリテール(株)、ひまわり農業協同組合、トヨコンロジスティクス(株)、佐川急便(株)と新たに協定を締結したことによる追記となります。

次に、「(2)令和5年6月2日大雨災害の実態を反映した修正」ですが、新旧対照表で該当するページは、同じく2ページとなります。「豊川環境事業協同組合」の処理すべき業務に、市の要請により災害廃棄物の収集運搬を行うことを追記しました。

次に「(3)LINE公式アカウント開設等に伴う修正」及び「(4)災害時多言語通訳サービスの運用開始に伴う修正」ですが、これはLINEなどのSNSによる市民への情報発信に関する事項の追加、及び外国人に対する電話による通訳サービスの運用開始による追加となります。新旧対照表で該当するページは、(3)については4ページ、7ページ、8ページ、(4)については5ページ、8ページとなります。

最後に、「(5)遺体の処理に関する情報本部の機能確保に伴う修正」ですが、新旧対照表で該当するページは、同じく8ページとなります。これは、情報拠点の候補施設の耐震改修を令和4年度に実施するなど、情報本部機能の確保の目途がついたための修正となります。

「修正（案）要旨」に記載のある修正箇所についての説明は以上となります。その他、法令や他計画との整合を図る、文章表現を整理するなどの修正もごさいますが、それらにつきましては、「新旧対照表」右側の「改正理由」の欄に、概ね「表記の整理」と記載しております。詳細の説明は省略させていただきます。

「風水害等災害対策計画」についての説明は以上となります。よろしくお願

いいいたします。

○会長（市長）

ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

ご意見、ご質問もないようですので、引き続きまして、地震・津波災害対策計画及び原子力災害対策計画についてについて、事務局から説明させていただきます。

○危機管理課長

それでは説明させていただきます。よろしく願いいたします。

「地震・津波災害対策計画」及び「原子力災害対策計画」については、説明箇所が少なめとなっておりますので、続けて説明をさせていただき、その後「資料編の修正の概要」についても続けて説明させていただきます。それでは、まず「地震・津波災害対策計画」について、ご説明いたします。

「令和6年2月 豊川市地域防災計画修正事項(案)」をおめくりいただき、「修正(案)要旨」の1ページをお開きください。「Ⅱ 地震・津波災害対策計画」ですが、上から2行目、頭の、「※番号に『下線』が入っている項目は、先ほどご説明いたしました『風水害等災害対策計画』と同様の修正を行うものです」、という記載がございます。今回の修正については、1ページから2ページをご覧くださいと「地震・津波災害対策計画」に限った修正は「1 国の法令や指針等の修正に伴う修正事項」の(1)水道の耐震化計画等策定指針（厚生労働省）等に基づく修正、の1項目のみとなっております。これは、厚生労働省の指針に表現を合わせるための修正となり、新旧対照表の該当ページは3ページとなります。

その他の項目については、先ほど申し上げたとおり「風水害等災害対策計画」と同様の修正となりますので、詳細の説明は省略させていただきます。

また、この「修正(案)要旨」に記載のない修正もございますが、これも「風水害等災害対策計画」と同様、法令や他計画との整合を図る、文章表現を整理するなどの修正となり、「新旧対照表」右側の「改正理由」の欄に、概ね「表記

の整理」と記載しております。詳細の説明は省略させていただきます。

「地震・津波災害対策計画」の説明は以上となります。

それでは、続きまして「原子力災害対策計画」について、ご説明いたします。「修正（案）要旨」の2ページをご覧ください。「原子力災害対策計画」の修正につきましても、「災害の想定に係る修正事項」として、原子炉の稼働状況の反映、の1項のみとなります。新旧対照表の該当ページは1ページとなります。美浜発電所、大飯（おおい）発電所、高浜発電所の3箇所について、定期点検中であったものが、運転中と変更になっております。

その他、修正箇所はございません。「原子力災害対策計画」の説明は以上となります。

それでは、引き続きまして、「資料編の修正の概要」についてご説明いたします。お手元のA4横、「令和6年2月 豊川市地域防災計画資料編 修正の概要（案）」をご覧ください。

項目ごとに番号がふってあり、左から順に、「内容」、「修正の有る無し」、「修正がある場合にはその概要」を記載しています。資料編の修正につきましても、本編と同様、最新情報への修正、時点修正、新規協定の締結による追加などがありますが、今回は、修正があったもののうちから、主だったものについてご説明をいたします。なお、資料編そのものを、皆さんのお手元にはお配りしておりませんので、具体的な修正の内容が「今一つ」分かりにくいかも知れませんが、よろしく願いいたします。

それでは、1ページをご覧ください。2の1、気象・水象等に関する予警報の種類と発表基準については、洪水警報・洪水注意報の発表基準のうち、雨量指数基準の変更による修正です。

3ページをご覧ください。6の6、飛行場外離着陸場及び緊急時ヘリコプター離着陸可能場所については、御津臨海地区にございます津波避難用高台が、新たに飛行場外離着陸場になったことに伴う追加です。

同じく、3ページ、8の1、指定緊急避難場所・指定避難所等については、八幡町及び大木町に新たに整備された3つの公園を指定緊急避難場所に追加したことと、古宿及び平尾地区市民館の建て替えに伴う避難者の収容人数変更による修正です。

続いて8の2、福祉避難所については、御津福祉保健センターの利用形態変更に伴う、避難者の収容人数変更による修正です。

同じく、3ページ、9の1、豊川市医師会出動計画表については、医師会様からいただいた記載内容の見直し、及び最新情報への修正を反映させたものとなります。

4ページをご覧ください。12の1-4、豊川市災害対策本部要綱、及び、1-6豊川市地震災害警戒本部運営要綱については、いずれも、令和5年4月1日付けの市組織機構改革の内容を反映した要綱改正に伴うものです。

飛んで10ページをご覧ください。12の2-61から2-65については、新規協定締結に伴う追加、その下、3-4、豊川市罹災証明書等交付要綱については、様式の変更等に伴う要綱改正となります。

同じく10ページ、13の5、主要防災機関の応急対策の概要については、愛知県東三河総局様、中部電力パワーグリッド株式会社様、西日本電信電話株式会社東海支店様からいただいた修正内容を反映させたものとなります。

最後に11ページをご覧ください。13の12、豊川市における過去の主要な災害一覧については、令和5年6月2日に発生した大雨災害の内容を追加しています。

その他の箇所につきましては、概ね「最新情報に修正」や「時点修正」となっておりますので、説明は省略させていただきます。

「地震・津波災害対策計画」、「原子力災害対策計画」、及び、「資料編 修正の概要」についての説明は、以上となります。よろしくお願いいたします。

○会長（市長）

ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

ご意見、ご質問もないようですので、豊川市地域防災計画、「風水害等災害対策計画」、「地震・津波災害対策計画」、「原子力災害対策計画」につきましては、それぞれ事務局の説明のとおり修正させていただくということでよろしいでしょうか。

～（異議なしの声）～

ありがとうございます。ご異議がないようですので、「豊川市地域防災計画の修正について」は、原案のとおりとさせていただきます。

それでは、引き続きまして、議題の(2)、「豊川市水防計画の修正について」を事務局から説明させていただきます。

○危機管理課長

それでは、説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

お手元に、A4縦、「令和6年2月 豊川市水防計画修正事項（案）」をご用意ください。よろしいでしょうか。

それでは、表紙を一枚おめくりいただきまして、1ページをご覧ください。

「豊川市水防計画の修正（案）要旨」でございます。

まず、はじめに、「水防計画修正の根拠」でございますが、水防法第33条の規定により、水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、毎年検討を加え、必要があると認めるときは変更しなければならないとされています。また、変更に際しては、市町村防災会議に諮らなければならないとされているため、この防災会議において修正をお願いするものでございます。

続きまして、豊川市水防計画の主な修正事項といたしまして、1、水防に関する予報・警報の発表基準、伝達系統の変更に伴う修正ということで、気象庁の発表する大雨特別警報及び津波警報等の発表基準の変更、水防に関連する予警報の伝達系統の変更に伴う修正となります。

次に、2、市の実情に合わせた修正事項ということで、令和5年4月1日付けの組織機構改革に伴う修正となっております。

それでは、一枚おめくりいただきまして、A4横の新旧対照表の表紙、もう一枚おめくりいただいて、新旧対照表の1ページをご覧ください。新旧対照表右側の「改正案」を中心に、主だった修正箇所について説明させていただきます。

まずは1ページ上段、1、水防本部の組織について、これは組織機構改革に伴う修正となります。

1 ページなかほどから、7 ページ上段にかけては、気象庁内規の改定、気象警報、津波警報等に係る緊急速報メールの廃止に伴う改正となっておりますが、主だったものについて説明させていただきます。

2 ページなかほど、オ、「早期注意情報（警報級の可能性）」については、高潮についても早期注意情報の発表対象となったことに伴う修正です。

その下から、3 ページにかけて、(10)、キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等の種類と概要については、土砂キキクル・浸水キキクル・洪水キキクル、それぞれの説明欄に「災害切迫」（黒）についての説明が追加されました。

一枚おめくりいただきまして、4 ページ上段から、5 ページなかほど、にかけて、「大雨・高潮の特別警報発表基準」については、大雨特別警報（浸水害）についての発表基準の変更に伴う修正です。

その下から、7 ページなかほど、にかけて2、津波警報等の種類・内容等（気象庁発表）とありますが、その内、6 ページなかほど、イ、津波警報等の留意事項等について、津波に対して市町村が発表する避難情報発令の考え方が追加となっております。

最後に7 ページなかほど、3、水防に関する予報・警報の伝達の（1）についてですが、これは、気象、高潮及び洪水に関する警報について、携帯電話の「緊急速報メール」による伝達を廃止したことに伴う修正となります。

「豊川市水防計画」についての説明は、以上となります。よろしく願いいたします。

○会長（市長）

ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

ご意見、ご質問もないようですので、「豊川市水防計画の修正」につきまして、事務局の説明のとおり修正させていただくということによろしいでしょうか。

～（異議なしの声）～

ありがとうございます。ご異議がないようですので、「豊川市水防計画の修正について」は、原案のとおりとさせていただきます。

それでは、引き続きまして、報告事項、「令和5年6月大雨災害検証報告書について」を事務局から説明させていただきます。

○危機管理課長

それでは、説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

お手元に「令和5年6月大雨災害検証報告書について」をご用意ください。この報告書は、令和5年6月2日の大雨災害の対応について検証を行い、今後の対応策や改善策を検討することで、関係機関の方々や市役所の各部署の職員に、今後の業務の参考としていただけるよう、作成しました。防災会議の委員の皆様は、まさに豊川市の防災の要の役割を担う方々でいらっしゃるのです。検証報告書の概要や主な内容を説明させていただきます。

それでは、資料の確認をお願いいたします。資料は、A4縦、「令和5年6月大雨災害検証報告書」1冊となります。よろしいでしょうか。

検証報告書の構成ですが、6月2日から3日の気象状況や、被害状況、災害への本市の対応、被災後の支援などを掲載するとともに、災害対応における課題と今後の対応について掲載しています。

お手元の資料の2ページをご覧ください。真ん中の「(2) 台風経路図・位置表」をご覧ください。台風2号が発生し、日本に近づいてくる経路がピンク色の線で描かれていますが、台風は直撃していないことがわかります。

6月2日当日の雨量についてですが、本市には諏訪の消防署、御油の西分署、一宮の出張所の3か所に雨量計を設置していますが、そのいずれの雨量計も24時間の雨量が400ミリを超えました。過去20年の市内の最高値は206ミリでしたので、その倍以上の雨が降ったことがわかります。

1ページおめくりいただき、3ページから4ページにかけては、雨量の動きや線状降水帯の範囲(雨域ういき)を掲載しています。特に4ページの図では、赤色になっている所が線状降水帯の雨域を示しており、豊川市上空に停滞していたことがわかります。

ページをおめくりください。5ページから7ページにかけては、6月2

日から3日にかけての大雨警報などの気象情報や、災害対策本部が発令した高齢者等避難、あるいは避難指示といった避難情報、1時間当たりの雨量、豊川、豊川放水路、佐奈川、音羽川の水位などを掲載しています。1時間当たりの雨量については、6ページ、2日の18時には61ミリを記録しており、帰宅される方の多い時間帯がもっとも激しく雨が降ったことがわかります。

8ページから14ページまでは、被害状況をまとめています。人的被害はありませんでしたが、物的被害は住宅被害として、土砂災害による全壊が2棟、床上浸水が273棟、床下浸水が276棟、車両被害が廃車1192台、修理301台の計1493台でした。その他、越水した河川の数や、道路被害、農業被害、学校被害、ライフライン、停電被害、コミュニティバスなどの公共交通被害についてまとめました。また、浸水被害や土砂災害、道路陥没、救出などの写真も掲載していますので、のちほどご覧いただけたらと存じます。

15ページをご覧ください。15ページから19ページまでについては、豊川市の災害対応をまとめています。具体的には、災害対策本部の設置や廃止、高齢者等避難などの避難情報発令の状況などを時系列で掲載していたり、避難所の開設・閉鎖の日時や避難された方の人数、消防署や消防団の活動、災害支援寄付金、災害廃棄物の対応などを掲載しています。

20ページをご覧ください。20ページから22ページについては、被災後の支援として、防災アプリや市ホームページなどにより、豊川市から支援情報を発信して、周知を図って実施した内容として、「罹災証明書等の交付」や「本市独自の新たな被災者支援」などを掲載しています。

23ページをご覧ください。このページ以降は、豊川市の行った災害対応の課題や今後の対応を「災害対策本部」などの18のグループに整理して掲載しています。表の中には、「対応状況」「課題等」「今後の対応」「対応の時期」といった項目があります。今後の対応策や改善策を検討することにより、市役所内の各部署や関係する機関の皆様へ、今後の業務の参考として位置づけるものとして掲載しています。特に、表中の「課題等」と「今後の対応」の欄に掲載されている太字の下線部分については、必要性の高いものとして掲載しました。また、表の中の「課題等」「今後の対応」「対応の時期」の欄には、内容の冒頭に数字を付与していますが、「課題等」の欄の数字は、「今後の対応」「対応の時

期」の数字に対応しています。

23ページの「災害対策本部について」ですが、「課題等」の欄については、2の「第1非常配備を発令する時期が遅れてしまった」や3の「電話対応のため、情報の発信が遅れた」などを掲載していますが、災害対策本部による情報収集がスムーズにできなかったことを解決することが、大きな課題となっています。その課題に対する「今後の対応」として、気象防災アドバイザーからの情報収集や、災害対策本部事務局が情報の収集・集約、展開をスムーズに行える体制づくりなどを掲載しており、すでに気象防災アドバイザーの委嘱や災害対策本部事務局への情報収集体制の改善を行っています。

25ページをご覧ください。「避難所について」ですが、6月の大雨災害の時には、国道1号の冠水により、自動車に乗った地元以外の帰宅困難者が多数、避難所へ避難したといったことがありましたが、避難所が満員で避難できなかったということはありませんでしたが、多くの方が避難所へ避難できるようにすることを課題としました。この件についても、風水害避難所の見直しを行い、風水害時に優先して開設する避難所を、従来の風水害避難所を1次避難所として、新たに主に中学校を2次避難所として位置づけることにより、多数の避難者が想定される状況になった際に、臨機応変に開設できるようにしました。

26ページをご覧ください。「国・愛知県・近隣市町村との連携について」ですが、6月の大雨災害では、御津山で土砂災害があり、住家2棟が全壊する事案が発生しました。生存者の確認ができず、さらに土砂災害が拡大する恐れもある中、自衛隊の派遣についての判断が求められました。また、市内の広範囲で浸水被害が発生している状況下で、災害救助法の適用についても判断が難しく、必要な時にご助言をいただけるようにすることを課題としました。今回の大雨災害では、豊川警察署様、陸上自衛隊豊川駐屯地様、愛知県東三河総局様にはリエゾンを派遣していただきましたが、今後は、さらに国や県などと連絡を密にとり、積極的に相談させていただきますので、よろしくお願いします。

33ページをご覧ください。「消防団の救助・避難誘導等の活動について」ですが、各分団からの情報が過多になった場合の情報の収集整理等や土嚢袋のスムーズな提供、消防団の安全確保などを課題としており、消防団が消防署と一元化して対応することや分団詰所での土嚢の備蓄については、一部実施済であ

り、風水害時の消防団の安全管理体制については、適時検討を行っています。

34ページをご覧ください。「災害ボランティアへの対応について」ですが、被災地域の被災状況の正確な把握ができず、防災ボランティアの必要性を把握できなかったことについては、災害対策本部でのスムーズな情報収集を改善する体制づくりが進捗した分、情報を収集しやすくなっています。また、被災状況に応じた臨機応変な対応という課題については、最新の被災情報を把握したうえで、社会福祉協議会と協議して活動方針などを決めることとしています。

36ページをご覧ください。「学校について」ですが、「学校ごとに下校のタイミングが違い保護者の混乱が一部見られた」ことに対して、教員を対象とした災害時における対応についての研修会を実施したり、危機管理マニュアルの見直しを行いました。

本市の災害対応における課題と今後の対応については以上です。

44ページについては、罹災証明書の町内別発行件数を掲載しています。発行した方の住所地ごとに集計したものとなっており、20ページの(1)罹災証明書等の交付の「①家屋等の被害」の「罹災証明書発行件数」の内訳です。内訳については、全壊2棟(御津山の土砂災害によるものです)、床上273件(これは、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊 床上の合計です)、床下276件、浸水なし9件となっています。

45・46ページは、21ページの「③水没等自動車災害見舞金の支給」の「件数」の内訳です。申請のあった方の住所地を集計したものですので、浸水した場所を集計したものではありません。また、表の中の件数と台数は、1件の申請について複数台の申請ができるため一致していません。

「令和5年6月大雨災害検証報告書」の報告は以上となりますが、詳細については、冊子をご覧くださいただけたらと存じます。よろしく願いいたします。

○会長(市長)

ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

ご意見、ご質問もないようですので、「令和5年6月大雨災害検証報告書について」につきましては以上です。

それでは、3、その他ということですが、事務局から何かありますか。

○危機管理課長

事務局から、2点ご連絡を申し上げます。

1点目といたしまして、防災会議委員の「委嘱・解嘱」についてでございますが、これにつきましては、「豊川市防災会議条例第3条第5項」の規定に基づきまして、各機関の役職者や、各会の代表の方をお願いをしているところでございます。任期の途中におきまして、役職者や代表の方が交代された際には、それに合わせて「解嘱」や「委嘱」の手続きを、その都度行っております。本市といたしましても、人事異動の時期などには、注意して情報収集を行うように心がけておりますが、適切な時期に手続きを行えるよう、人事異動や交代がございます場合には、可能な限り、事前にお知らせいただければと存じます。また、人事異動や交代の際には、「防災会議委員」、また、併せてお願いしております「国民保護協議会委員」の委嘱を受けている旨につきましても、後任の方に引き継いでいただければと思いますので、よろしく願いいたします。皆さま、充分ご承知かとは存じますが、今一度お願いをさせていただいたところでございます。

2点目といたしまして、今後の会議の開催予定についてですが、次回の防災会議は、今のところ、令和7年2月頃の開催を予定しております。「地域防災計画」や「水防計画」の修正を主な議題として、例年この時期に、一度は必ず「防災会議」を開催させていただいておりますので、よろしく願いいたします。詳細な日程などにつきましては、あらためてご連絡をさせていただきます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○会長（市長）

用意されています議題などについては、以上でございます。そのほか、皆さまのほうから何かございますでしょうか。

特にないようですので、以上をもちまして、令和6年2月、豊川市防災会議を閉会とさせていただきます。長時間にわたり、誠にありがとうございました。

（午後2時15分閉会）